

瞳が緑に染まる、ぎふ。



インターネットでの情報提供	
提供予定日	4月8日

平成21年4月7日 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当	担当者	電話番号
高齢福祉課	いきがい支援担当	山本	内線2595
岐阜県社会福祉協議会	総務企画部	水野	058-273-1111(内線2511、2513)

介護福祉士等修学資金貸付事業の募集を開始します

介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）として介護保険施設等で介護等に従事する人材の養成確保を図ることを目的に、介護福祉士等の養成校に在学し、介護福祉士等の資格の取得を目指す学生に対する修学資金貸付事業の募集を、平成21年4月10日（金）から開始します。

1 貸付対象

下記のいずれかに該当し、卒業後、岐阜県内の介護保険施設等で介護福祉士等として業務に従事しようとする人

岐阜県内の介護福祉士等養成校（以下「養成校」という。）に在学する人
岐阜県内の出身者（岐阜県内に住所を有する者の子弟）で、県外の養成校に在学する人

既に他の同種の修学資金の貸付けを受けている人は、原則として重複して貸付けを受けることができません。

養成校については、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1項第2号若しくは第3号又は第39条第1項第1号から第3号までの規定に基づく福祉関係の学校に限ります。

2 貸付条件

貸付限度額 月額 50,000円（年額600,000円）
入学準備金 200,000円、就職準備金 200,000円

貸付利息 無利子

貸付期間 養成校の修学期間内

返還期間 貸付けを受けた期間の2倍の期間内

返還方法 月賦又は半年賦若しくは一括払

貸付金の返還免除

養成校を卒業した日から1年（国家試験に不合格となった場合等には3年）以内に、岐阜県内の介護保険施設等で、介護福祉士等として業務に従事し、原則として5年間（過疎地又は中高年離職者は3年間）引き続き従事した場合は、返還が免除になります。

- 3 募集人数
100名程度（平成21年度は在校生を含む）
- 4 募集期間
平成21年4月10日（金）～平成21年5月29日（金）必着
- 5 申込手続
貸付金の申込みは、養成校を經由して、岐阜県社会福祉協議会へ提出してください。

- ・ 申請者
養成校で修学するご本人が申請してください。
- ・ 連帯保証人
連帯保証人が1名必要です。
申請者が未成年の場合には、申請者の法定代理人でなければなりません。
- ・ 申込み方法
介護福祉士等修学資金貸付申請書（第1号様式）の表・裏両面に必要事項を記載、押印のうえ、必要書類を添えて、在学している養成校に提出してください。
- ・ 添付書類
申請書には次の書類を添付してください。
在学する介護福祉士等養成校の長の推薦書
（推薦理由として、本人の経済状況・家庭状況・卒業後の進路希望等を記載したもの）
履歴書（市販の様式で可、写真は不要）
在学証明書（学科・コース等を明記すること）
住民票
健康診断書（1か月以内に保健所又は病院等において検査を受けたもの）
成績証明書（養成校の1年生に在学する者は、卒業した高等学校又は短期大学等の成績証明書その他これに準ずる証明書）
- ・ 貸付の決定
申請書類により審査を実施し、貸付けを決定した場合にはご本人宛に決定通知書を送付します。
- ・ 誓約書・借用証書
貸付けが決定しましたら、誓約書及び借用証書を提出していただきます。
- ・ 貸付金の交付
貸付決定した修学資金は4月、10月に分割して交付します。
ただし、貸付け1年目については、貸付決定が6月となるため、7月に交付する予定です。
また、貸付期間は、4月1日からの貸付けとして取扱うとともに、入学準備金は入学年度の7月に、就職準備金は卒業年度の10月に一括交付します。

< 問い合わせ先 >

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号
TEL058-273-1111（内線2511、2513）